

熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例
の制定について

熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例を次のよう
に制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の9第1項の条例で定め
る規模は、50平方メートルとする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（提出理由）

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の9第1項の規定に基
づき同項の特定路外駐車場の規模を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。